

令和 4 年度保険医療材料制度
(歯科用貴金属材料の基準材料価格改定)の見直しについて (案)

「令和 4 年度診療報酬改定に係るこれまでの議論の整理 (案)」(令和 4 年 1 月 1 4 日中央社会保険医療協議会総会にて了承)に基づき、特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準等を次のように改正するとともに、所要の記載整備を行う。

既存の機能区分に係る事項

○ 歯科用貴金属材料の基準材料価格改定について

《議論の整理》

- 歯科用貴金属の基準材料価格について、素材価格の変動状況を踏まえ、随時改定の方法を見直す。

【改正後】(下線部を変更)

「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」

第 4 章 既存機能区分の基準材料価格の改定

(略)

第 6 節 歯科用貴金属材料の基準材料価格改定の特例

診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生大臣告示第 59 号)の別表第二第 2 章第 12 部に規定する特定保険医療材料に係る機能区分のうち、金、銀又はパラジウムを含有するものであって、別表 7 に定める歯科用貴金属機能区分の基準材料価格については、金、銀又はパラジウムの国際価格変動に対応するため、第 1 節の規定に関わらず、基準材料価格改定時及び随時改定時(基準材料価格改定の当該月から起算して 3 ヶ月ごとの時点をいう。以下同じ。)~~Ⅰ 時(基準材料価格改定の当該月から起算して 6 ヶ月ごとの時点をいう。以下同じ。)~~、随時改定Ⅱ時(基準材料価格改定及び随時改定Ⅰの当該月から起算して 3 ヶ月の時点をいう。以下同じ。)~~に~~、別表 8 に定める算式により算定される額に改定する。

別表 8 (歯科用貴金属機能区分の基準材料価格改定の計算方法)

1 基準材料価格改定時における算式

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該機能区分に属する全} \\ \text{ての既収載品の保険医療} \\ \text{機関等における平均的購} \\ \text{入価格(税抜市場実勢価} \\ \text{格の加重平均値)} \end{array} \right] + \text{補正幅} \times \left[1 + (1 + \text{地方消費税率}) \times \text{消費税率} \right] + \text{一定幅}$$

$$\text{補正幅} = X - Y$$

X = 当該機能区分の基準材料価格の前回改定以降における金、銀及びパラジウムのそれぞれの取引価格の平均値に、別表 7 に定める当該機能区分に属する特定保険医療材料の標準的な金、銀及びパラジウムの含有比率をそれぞれ乗じて算定される額の合計額（以下「平均素材価格」という。）

Y = 材料価格調査の調査対象月における平均素材価格

(注) 令和 4-2 年度基準材料価格改定における歯科用貴金属機能区分の一定幅は、改定前の基準材料価格の 4 / 100 に相当する額とする。

2 随時改定Ⅰ時、随時改定Ⅱ時における算式

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該機能区分に係る} \\ \text{随時改定時前の基準} \\ \text{材料価格} \end{array} \right] + \text{補正幅} \times 1 + (1 + \text{地方消費税率}) \times \text{消費税率}$$

$$\text{補正幅} = X - Y$$

X = 当該機能区分の基準材料価格の前回改定以降の平均素材価格

Y = 当該機能区分の前回改定で用いた平均素材価格

(注) 1 随時改定Ⅰ時、上記の算式により算定される額が次の条件に該当する場合には、基準材料価格を改定しない。

$$0.95 \leq \frac{\text{2により算定される額}}{\text{当該機能区分に係る随時改定時前の基準材料価格}} \leq 1.05$$

当該機能区分に係る随時改定時前の基準材料価格

2 随時改定Ⅱ時、上記の算式により算定される額が次の条件に該当する場合には、基準材料価格を改定しない。

$$0.85 \leq \frac{\text{2により算定される額}}{\text{当該機能区分に係る随時改定時前の基準材料価格}} \leq 1.15$$

当該機能区分に係る随時改定時前の基準材料価格